令和元年 11 月 1 日
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター

独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センターにおける
治験等に係る書類における押印省略の運用について
新旧対照表

新	旧
独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 治験等に係る書類における押印省略の運用について 第１条～第６条　（略） 第７条　治験依頼者との電磁媒体による書類の授受は、原則として改変予防措置（ＰＤＦ化等）を行った後とする。当該書類を電子的に送信する場合には、全ての添付ファイルにパスワードを設定し、ファイルの取り違い、送信先間違い等が無いことを確認の上送信する。 第８条　（略） （附則）平成 24 年 8 月 28 日　作成 平成 29 年 1 月 1 日　一部改定 平成 30 年 11 月 15 日　一部改定 平成 31 年 4 月 1 日　一部改定 令和元年 11 月 1 日　一部改定	独立行政法人国立病院機構熊本再春医療センター 治験等に係る書類における押印省略の運用について 第１条～第６条　（略） 第７条　治験依頼者との電磁媒体による書類の授受は改変予防措置（ＰＤＦ化等）を行った後とする。当該書類を電子的に送信する場合には、ファイルの取り違い、送信先間違い等が無いことを確認の上送信する。 第８条　（略） （附則）平成 24 年 8 月 28 日　作成 平成 29 年 1 月 1 日　一部改定 平成 30 年 11 月 15 日　一部改定 平成 31 年 4 月 1 日　一部改定